

令和 7 年第 2 回臨時会

嬬恋村議会會議録

令和 7 年 5 月 8 日 開会

令和 7 年 5 月 8 日 閉会

嬬恋村議会

令和7年第2回嬬恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報告第1号の上程、説明、質疑	4
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○委員長報告	17
○日程の追加	18
○副議長辞職の件について	18
○日程の追加	19
○選挙第1号 副議長選挙について	19
○副議長挨拶	21
○嬬恋村議会運営委員会委員の選任について	21
○嬬恋村議会常任委員会委員の選任について	22
○特別委員会の設置について	22
○特別委員会委員の選任について	22
○日程の追加	23
○選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について	24
○選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について	24

○選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について	25
○答弁の補足	26
○閉議及び閉会の宣告	27
○署名議員	29

令和 7 年 第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和7年第2回嬬恋村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和7年5月8日（木）午前10時03分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
日程第 4 承認第 8号 嬌恋村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第 5 承認第 9号 嬌恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第 6 議案第32号 工事請負契約の締結について
日程第 7 委員長報告
日程第 8 嬌恋村議会運営委員会委員の選任について
日程第 9 嬌恋村議会常任委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程第9まで同じ

- 追加日程第1号の1 副議長辞職の件について
追加日程第1号の2 選挙第1号 副議長選挙について
追加日程第2号の1 特別委員会の設置について
追加日程第2号の2 特別委員会の選任について
追加日程第3号の1 選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議會議員の選挙について
追加日程第3号の2 選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議會議員の選挙について
追加日程第3号の3 選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議會議員の選挙について
-

出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君

7番	佐藤 鈴江君	8番	土屋 幸雄君
9番	松本 幸君	10番	伊藤 洋子君
11番	大久保 守君	12番	大野 克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川 栄君	副村長	黒岩 彰君
教育長	地田 功一君	総務課長	熊川 明弘君
会計管理者兼 税務会計課長	宮崎 由美子君	未来創造課長	黒岩 孝義君
交流推進課長	小林 千速君	住民課長	望月 浩二君
健康福祉課長	野寺 美枝君	建設課長	黒岩 建五郎君
農林振興課長	土屋 和彦君	上下水道課長	黒岩 治信君
観光商工課長	竹渕 幹雄君	教育委員会長 事務局	宮崎 清君

事務局職員出席者

議会事務局長 目黒 康子 書記 横沢 右京

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第2回嬬恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、会議録署名議員に5番、黒岩敏行議員、6番、石野時久議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君）　日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）の報告をさせていただきます。

本件は、サーラ嬢恋（旧嬢恋会館）建設工事（建築工事）による工事請負契約の内容変更について、専決処分をしたものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づき、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 報告第1号につきまして、ご説明申し上げます。

現在工事が行われておりますサーラ嬢恋（旧嬢恋会館）建設工事（建築工事）につきまして、工事内容に変更が生じましたので、配付させていただきました専決処分書のとおり、令和7年3月24日専決処分により変更契約させていただきました。

主な変更点でございますが、1点目といたしまして、建物の基礎の部分についてでございます。

設計時に行ったボーリング調査の結果と相違している箇所があることが判明し、基礎が安定する支持層までの位置が深くなつたことから、基礎工事に伴う掘削、型枠、コンクリート打設が増となりました。

2点目ですが、屋根の施工方法になります。

屋根の施工につきまして、接着剤を使用した工法を考えておりましたが、その後精査した結果、冬期の施工になりまして、接着剤の効果が心配されましたので、雨音が音響等に影響しないことなどを確認した上で、ビス留めの工法に変更いたしました。

3点目ですが、前嬬恋会館と比べ、会議室が少なくなったことから、和室と調理室の内装の仕様を変更いたしました。

和室につきましては、畳の部分とフローリングで予定しておりましたが、全てフローリングとし、テーブルと椅子を置いて、会議等でも対応できるように見直しを行いました。

なお、文化活動のお茶教室等の際は、置き畳を敷いて対応できるようにいたしました。

調理室につきましては、調理台の配置を少し変えまして、備品の机を連結することで、打合せ会議等でも使用できるように見直しを行いました。

以上、主な変更点を説明させていただきましたが、今回の変更で契約金額の増減はございません。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） ただいまの事務局長の説明で、会議室が少なかったので、用途を変えられるように、調理室とともに机の配置なんかを変えてやるということでしたけれども、そうすると、住民の使用料としては、会議室使用料とか、いろいろあるわけですけれども、その辺の使用料についてはどんなふうになるのか、お答えいただければと思います。会議室として使った場合の使用料とかになるのかどうか、お願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 細かい用途に対する使用料につきましては、今後精査して、しっかりとルールをつくって対応できればいいかなと思います。ちょっと今、決定はしてございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） ご説明ありがとうございます。

そうすると、これから精査してということでは、自分も今、使用料規定、全て覚えていないんですけども、調理室を会議の場に使ったらどんなふうにとか、先ほど言った和室をフローリングにして会議室にというと、その辺の規定を細かく精査して決めるということで、それは、オープンするのは10月からだけれども、それまでに精査して、住民に広報も周知す

るこということも併せて、10月までには住民にも分かるようになるということに受け止めていいのでしょうか、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） おっしゃるとおり、しっかりルールをつくって決めまして、開館を迎えるようにしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 2点質問させていただきます。

基礎の支持地盤が設計よりも下がったと、その関係で、基礎自体の工事料が増額になったと思うんですけども、当初のボーリング調査と比べて、支持地盤までどのくらいの深さになったのかということが1点と、会議室が不足する関係で、調理室をお茶会なんかで使う畳の関係については、置いてやる形のものにするということなんですかけども、当初のサーラ嬢恋の説明の中では、避難所というイメージも、すごく強く当局は訴えられてきたわけなんですけども、畳なんかは、特に避難所なんかだと、必要だというふうに認識をするんですけれども、その辺について、変更される理由をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 下谷議員のご質問に回答いたします。

まず、支持基盤の支持層の件ですが、1か所、一番深いところで80センチぐらい、当初の設計より下がっております。そのほかにつきましては、10センチから30センチぐらいの深さに下がっております。

それと、2点目の和室の畳の件でございますが、避難所でも、しっかり畳の上で避難ができるようにしたいと考えております。当初、ほとんど畳で、フローリングの部分も当初からあったわけですが、それを全部フローリングにしたわけですけども、畳のほうが適切のような場合につきましては、しっかりとそういう対応ができるように考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 1点なんですかけども、契約金額と変更後の金額が全く同額で、追加金額はないということなんですかけども、今見ると、4点変更があるんですけれども、

この変更数量というのは設計事務所が出したんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

今回、設計監理で設計業者さん、それと、建設技術センターも入って管理しております、その業者さんとの打合せの中で決めております。それで変更になったものでございます。

○11番（大久保 守君） 設計事務所の書類で上がってきてている。

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） そうですね、設計書がでてあります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 和室をフロアにしたということでございますけれども、畳を置いておく場所とかそういうのは、今度の工事とか、どこかに収納場所とか、何もしなくとも、その場で簡単に敷いたり片づけたりできる場所が確保されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えいたします。

今回、和室として設計していただいたところの隣に収納が設けられてございますので、そちらで収納できると考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質問ありませんか。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） これ、金銭面でいうとマイナスという話なんですかでも、計画どおり進まなかつたというのは、どこに責任があつて、どういうふうなペナルティーがあつて、村がいろんなことをダウングレードせざるを得ないというような部分は、うちのところが何で泣かなあかんの、違うの。

僕から言わせたら、これ民間の話ですけれども、ボーリング会社がボーリングミスでしょう、支持層に届かないということは。それを安全基準、もしくはちゃんとしたものにするために、何十センチというボーリングの深さを追加したと。これはどこに責任があるの。責任追及せんと、うちのところの村が損するばかり、こんなんじや話にならない。金額が一緒だ

からいいといふるものじゃないよね。

安全で、なおかつ計画どおりのものを建ててもらって何ばやといふうに僕は思いますが、皆さんにはそう思いませんか。ペナルティーを負うのは村ですか、こんな変な話ありますか。その辺のところ、ペナルティーの部分、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、どうですか。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 詳細的な設計等についての具体的な内容は、詳しくは私自身、分かりませんけれども、技術センターが入ったり、あるいは設計会社等も入った形の協議の中で、変更ということのようござりますので、村が何らかの基礎の瑕疵があったかどうかという判断は、村がやるんじゃなくて、技術センターが入っておるということでござりますので、それを基に担当は変更したということのようござります。

強度に問題があるということであれば、間違いなく、技術センターも入っておりますから、私はそちらのほうを信じていきたいと、こう思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 技術センターって、調査をする会社なんでしょうけれども、当初、設計どおりのものを造ろうというような話で進めていただきたいなど。

例えば、こうだったから、ああだったからというんじゃなしに、こうなんだよというような部分で、設計士は何センチ入れよという話ですよね。じゃ、それが駄目なんだよ、あと何センチ足らないんだよということであれば、これ、いつ分かったんですか。最後の最後に分かって、プラスマイゼロにしようなんていうようないい加減な話、僕はないと思うんですけども。

普通なら、どこに責任があつてこういうことになったかというのを、所在をはっきりすべきだといふうに思うんですけども、あくまでも、例えば地質変動が、ここ数か月、数年であったならば、問題でしちゃうけれども、調査する会社、調査しているの、それというような感覚に陥っちゃいます。そういう部分で、責任でやっぱり大事だと思うんですね、二十九億円も使うんだから。

村の側は、それ何センチ余分に入れたから、高くなっちゃうんだよということですね、要は。その分、例えば畳だとか、いろんなところでグレードダウンするわけですね。それがあたかも、値段一緒だからいいんですよというようなことには僕はならないと思う。一般的な解釈、そう違うのかなといふうに僕は思いますが、責任の所在ははっきりして、これは

こうなんだよ、あなたのところということをしっかりしなきゃ、僕はいけないと思う。

今回、これで専決処分、村長がなされたなら、僕はそれでいいと思う。でも、これから先、そんないい加減な工事をしていただく、もしくは後になって、こうだよああだよと、じゃこれはどうなのというふうな部分で、しっかりしていただきたいなというふうに思っておりま

す。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 伊東正吾議員のご質問にお答えいたします。

そういう相違があったこと、その際にその業者に対して、どのようなことを村、発注者からも言ったか、ちょっと私は確認できございませんが、そういう相違があったことに対して、しっかりとボーリング業者にも、そういったあったことを伝えて、そういうことを今後ないように確認したいと思っております。

責任がどこというのは、ちょっと私、今申し上げられる考えは持っておりませんが、今後しっかりと適切に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 事務局長、差異があったのが分かったのはいつなのかという質問に対して、お答えください。

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 変更契約は7年3月24日になるんですが、それ以前の掘削したときになるかと思います。ちょっと詳細の何月何日頃ということは、今手元になくて申し上げられませんが、確認いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます、事務局長に村長。

さっきの責任云々と、工事でどうなっているのかというのは、僕ははっきり分からぬし、皆さんも分からぬところ多いと思います。ただ、やっぱり動く額が大きいというのと、それによって、この村がどういうふうな状態に陥ったかというと、細部までやっぱり検証していただきたいなというふうに思っております。

金額だけで判断するとそうなんですかけれども、小さい金額だってそうだと思います。大事な大事な税金です、ということを踏まえて、皆さん、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質問ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、承認第8号 嫩恋村税条例の一部を改正する条例の専決処分についての承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第8号 嫩恋村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年4月1日に施行されることに伴いまして、緊急に嫩恋村税条例の一部を改正する必要が生じ、令和7年3月31日、嫩恋村税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきまして、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 税務会計課長。

[会計管理者兼税務会計課長 宮崎由美子君登壇]

○会計管理者兼税務会計課長（宮崎由美子君） それでは、承認第8号 嫩恋村税条例の一部改正の専決処分について説明させていただきます。

本改正につきましては、令和7年度税制改正により、地方税法の一部及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、本村の関係する税条例につきまして、一部の改正専決処分を行ったものでござります。

改正の主な内容につきましては、軽自動車税の新基準の原付が追加に伴う区分の見直し及びマイナ免許証の運用開始に伴う提示義務に係る規定の整備、また、固定資産税につきましては、特定マンションに係る特例の適用の改正でございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

1、2ページ、（種別割の税率）、第82条につきましては、軽自動車税種別割に総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4キロワット以下の二輪車を新基準の原付として、標準税率2,000円を新たに追加しました。また、それに伴う項ずれの改正になります。

（種別割の減免）、第89条の第2項につきましては、新基準の原付追加に伴う減免申請の記載事項に係る規定の整備となっております。

3ページの（身体障害者等に係る種別割の減免）、第90条につきましては、身体障害者が軽自動車税の減免を申請する際に、マイナ免許証の提示事務に係る規定等の整備でございます。

次に、5ページの第10条の3第14項につきましては、附則になりますが、当村では該当はございませんが、大規模修繕が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置として、一定の要件を満たす特定のマンションについて、特例として、申告書の提出がない場合でも特例を適用できるものになります。

以上が、嬬恋村税条例の一部改正の概要となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、承認第8号は原案のとおり可決されました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第5、承認第9号　嬬恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長　熊川　栄君登壇]

○村長（熊川　栄君）　承認第9号　嬬恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年4月1日に施行されることに伴いまして、緊急に嬬恋村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和7年3月31日、嬬恋村国民健康税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　税務会計課長。

[会計管理者兼税務会計課長　宮崎由美子君登壇]

○会計管理者兼税務会計課長（宮崎由美子君）　それでは、承認第9号　嬬恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について説明をさせていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことにより、当村の関係する本条例の改正につきまして、専決処分を行ったものでございます。

内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、税額を算定する際に、その世帯の所得に応じ税額を減額しておりますが、その判定所得の基準額を引き上げる見直しとなります。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

1ページの（課税額）、第2条の第2項及び第3項の改正により、全体の国民健康保険税

限度額が106万円から109万円で、3万円の増額となります。

次に、（国民健康保険税の減額）、第23条第1項の改正により、世帯の軽減判定所得の算定において、5割軽減の対象となる世帯が被保険者1人につき1万円の引上げ、2割軽減の対象となる世帯につきましては、被保険者1人につき1万5,000円の判定額の引上げとなっています。このことにより、軽減を受けられる対象世帯範囲が拡大され、低所得世帯の負担を軽減する改正となっております。

以上が一部改正の概要となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今の説明では、低所得者への軽減が増えたというので、ちょっといい面もあるかなと思ったんですけれども、課税限度額が引き上げられるというのでは、今現在でも結構、国保税支払うのが大変な状況だと思うんです。ただ、限度額が高くなるところは所得もあると、一言で言わればそうですけれども、負担が多いんですけれども、9月の決算で、国保税の基金が結構、5億円ぐらいあったと思うんですけども、それを活用して、国が地方税法を変えても、村として、村民のほうの少しでも支払う負担をなくすというので、当局としては考えなかつたのでしょうか。その点、1点お聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 税務会計課長。

[会計管理者兼税務会計課長 宮崎由美子君登壇]

○会計管理者兼税務会計課長（宮崎由美子君） ただいまの伊藤洋子議員の質問にお答えさせていただきます。

村としては、地方税施行令に基づいて、国の基準に基づいて、こちらのほう、限度額の改定をさせていただきました。

現在、嬬恋村の限度額の該当になっている方が、国では限度額世帯を全体の1.5%にしていきたいという考え方がある、段階的に引き上げていく予定になっておりますが、嬬恋村では現在、6.6%の方が限度額に達しております。嬬恋村は限度額に達している方が多いということもありまして、国の基準をそのまま採用させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質問ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は今の説明聞いて、嬬恋ってすごいなと思いながらもすけれども、やっぱり、たしか令和15年には、県の広域化のほうに移行されると記憶していたんですけども、間違っていたら、また訂正していただきたいと思いますけれども、そのときには、この基金は村のほうに残って、軽減措置として軽減緩和するというのに使えるというふうにも、説明を担当課から聞いているんですけども、今現在が物価高騰等で、村民の方々も大変な状況なので、やっぱりこれを活用して、村独自で、私としては、もっと負担の少ないやり方をぜひやってほしいという気持ちがありますので、今回の税条例には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、承認第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守議員の退場を求めます。

[11番 大久保 守君退場]

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第32号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬬恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 議案第32号につきましてご説明申し上げます。

今回の工事ですが、工事名は、サーラ嬬恋（旧嬬恋会館）建設工事（外構工事）になります。

施行箇所は、三原地内。

履行期限は、令和7年9月19日。

請負金額5,142万5,000円、うち取引に係る消費税467万5,000円。

請負業者は、群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笹293、大久保産業株式会社、代表取締役、堀米睦弘でございます。

なお、次のページに入札の経過について添付してございます。

工事の内容でございますが、駐車場のアスファルト舗装2,346平米、インターロッキング舗装86.1平米、境界ブロック128.7メートル、そのほかフェンスの設置、駐車場のライン、排水工事等になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 小さなことなんですかけれども、駐車場のラインについて、前事務局長のほうに、やっぱり今、高齢者の運転も多いし、ドアを開けるときにラインの幅が広いと、ドアをぶつけたりとかすることが少ないのでというので、私、駐車場、いろいろセブンイレブンとかローソンとか全部調べて、ゆとりのある駐車場とそうじゃないところがあるけれど

も、ゆとりのあるやり方にして、今後の、長期的に見れば、その方法のほうがいいというのを提案したんですけども、ラインの幅、間の幅がどのくらいの設定になっているか、もし今分かるようでしたら教えていただきたいし、まだ幅が決まっていないようでしたら、それを考慮して引いていただけたらいいなというのを思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えいたします。

駐車場のラインですが、1区画の幅が2.5メートル、長さが5メートルでございます。各区画のラインにつきましては、1本ではなくて、ダブルの線で設計してございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 2番、土屋です。

以前にも指摘させていただいたんですが、建物、正面玄関向かって西側ですかね、ふれあい駐車場、以前の設計だと2区画用意されていて、そこから玄関に上がっていくスロープまで含めて、屋根がたしか設置されていなかったと思うんですね。車椅子を利用する方、ご自分で運転されて来た方などは、車椅子で移動するときに雨に濡れるよねというお話をさせていただきました。

建物に直に、そこから屋根を出すことが、建築基準法か何かで難しいんだという説明を当時の事務局長さんにいたしましたが、そのときに、では建物につけないで、屋根本体を別に柱を立ててやる工法とかを検討してくれというふうにお願いしてあるんですが、その後、設計の変更があって、屋根がついているとうれしいんですが、その事実はありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 土屋議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと今、手持ちの資料で、そちらが確認できませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） すみません、急な質問で申し訳なかったですけれども、ご確認いただ

く上で、もう一つ、凍結防止等の冬場の車椅子を利用される方向けの工事、配慮をお願いしてございます。そこも一緒にご確認いただければと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

大久保守議員の入場をお願いします。

[11番 大久保 守君入場]

◎委員長報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、委員長報告についてを議題といたします。

初めに、観光振興対策特別委員会委員長から、別紙配付のとおり審査報告が提出をされております。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、観光振興対策特別委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

次に、公共施設再編対策特別委員会委員長から、別紙配付のとおり審査報告が提出されております。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、公共施設再編対策特別委員長報告のとおり決することに決定いたしました。

休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時53分

○議長（佐藤鈴江君） 再開します。

◎日程の追加

○議長（佐藤鈴江君） ただいま、副議長、石野時久議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第1号第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、石野時久議員の退場を認めます。

[副議長 石野時久君退場]

○議長（佐藤鈴江君） 事務局に辞職願を朗読させます。

[議会事務局長朗読]

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。石野時久議員の副議長の辞職を許可することにござ
異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

したがって、石野時久議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

石野時久議員の入場をお願いします。

[6番 石野時久君入場]

◎日程の追加

○議長（佐藤鈴江君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1号第2とし、日程の順序
を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにござ異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1号第2として、日程の順序を変更し、
直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第1号 副議長選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第1号第2、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をお願いします。

[議場閉鎖]

○議長（佐藤鈴江君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に黒岩智未議
員及び土屋哲夫議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

[投票用紙配付]

○議長（佐藤鈴江君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（佐藤鈴江君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

[投 票]

○議長（佐藤鈴江君） 投票漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

黒岩智未議員、土屋哲夫議員、開票の立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（佐藤鈴江君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

有効投票のうち、黒 岩 敏 行 議員 11票

伊 藤 洋 子 議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、黒岩敏行議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（佐藤鈴江君） ただいま副議長に当選されました黒岩敏行議員が議場にいますので、

本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎副議長挨拶

○議長（佐藤鈴江君） 副議長就任の挨拶をお願いします。

黒岩敏行議員。

[副議長 黒岩敏行君登壇]

○副議長（黒岩敏行君） このたび、議員の方々のご推举をいただき、副議長という大役を仰せつかりました。議長をしっかりとサポートをして、しっかりととした議会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時39分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◎嬬恋村議会運営委員会委員の選任について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、当該委員会の委員長及び副委員長は、当該委員会において互選することになっております。委員会において互選の上、本職に報告をお願いします。

◎嬬恋村議会常任委員会委員の選任について

○議長（佐藤鈴江君）　日程第9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君）　異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

常任委員会の委員長及び副委員長は、各委員会において互選することになっております。

各委員会において、それぞれ互選の上、本職に報告をお願いします。

◎特別委員会の設置について

○議長（佐藤鈴江君）　追加日程第2号第1、特別委員会の設置についてを議題といたします。

特別委員会の設置については、委員会条例第5条の規定により、議長が議会に諮って定めることになっております。

お手元に配付のとおり設置し、委員の定数を定めることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君）　起立全員であります。

よって、特別委員会の設置については、提案のとおり可決されました。

◎特別委員会委員の選任について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第2号第2、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、特別委員会委員は議長が議会に諮って指名することになっております。

お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。特別委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によることになっております。委員会において互選の上、本職に報告をお願いします。

休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時01分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

休憩の間に、各委員長より正副委員長の互選の結果の報告を受けましたので、別紙お手元に配付のとおり報告をいたします。

◎日程の追加

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。議会委員会構成等の変更に伴い、村長から別紙配付の資料のとおり、追加案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3号第1から第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり追加日程第3号第1から第3を議題とすることに決定いたしました。

◎選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第3号第1、選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙を求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をしました諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻衛生施設組合議会議員に、ただいまの6名の議員が当選をされました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に当選されました6名の議員が議場しておりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第3号第2、選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選により行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

したがって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、ただいまの5名の議員が当選されました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に当選されました5名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第3号第3、選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

したがって、西吾妻福祉病院組合議会議員に、ただいま配付のとおり3名の議員が当選されました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎答弁の補足

○議長（佐藤鈴江君） 次に、本会議において採決した議案第32号 工事請負契約の締結について、答弁漏れについて説明を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 発言の許可をいただきましたので、午前中の土屋哲夫議員のご質問にお答えいたします。

議案第32号の工事につきまして、設計内容を確認いたしましたところ、車椅子の方の通路

の屋根の設置につきましては、今回の設計には含まれておりませんでした。また、通路の路面につきましても、特別な凍結の対策になってございません。

この 2 点につきましては、早急に請負業者、設計業者と協議を行いまして、対応していくたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和 7 年第 2 回嬬恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1 時 0 9 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

議長 佐藤 鈴江

署名議員 黒岩 敏行

署名議員 石野 時久